



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務市民局総務部法制課】 2

◇ 告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 3

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【政策局 D X ・ A I 戦略室】 7

北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 8 年 9 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 7 号

北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市児童相談所長事務委任規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 6 号中「及び」を「、」に改め、「保護延長者の一時保護」の次に「及び同条第 2 2 項に規定する緊急一時保護委託」を加える。

付 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 3 6 7 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町 1 3 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所
常務執行役員北九州事業所長 乗松達也

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町 1 3 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	B—3 5（A & I 1 研遠心分離機—1）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 2 7 号ロに掲げる遠心分離機
能力	5 0 m l × 2 0 本／時間

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び使用開始年月日

使用時間間隔	1 ～ 2 回／日
1 日当たりの使用時間	1 時間／回
季節的変動	なし
使用開始年月日	設置許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

汚水等の量 (m ³ ／日)	通常 0 最大 0
--------------------------------	--------------

水素イオン濃度	通常 8～9 最大 8～9
浮遊物質 量 (m g / ℓ)	通常 1 0 0 最大 1 5 0
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 5 最大 1 0
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 0 最大 0
りん 含有量 (m g / ℓ)	通常 0 最大 0

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

処理施設名 廃水処理施設

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 1 2 , 2 3 6 最大 1 4 , 0 0 9	同左
水素イオン濃度	通常 5 . 8 最大 8 . 6	同左
浮遊物質 量 (m g / ℓ)	通常 2 7 最大 4 2	同左
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 0 最大 1 5	同左
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 4 0 最大 6 0	同左
りん含有量 (m g / ℓ)	通常 0 . 2 最大 0 . 9	同左
ほう素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 5 最大 1 0	同左
ふっ素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 4 最大 8	同左

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 4排水口

イ 排水水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 11, 392 最大 12, 988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年9月28日から同年10月19日まで（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を
除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（２） 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 8 年 10 月 19 日までに前項第 2 号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 9 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市次期システム基盤アウトソーシング 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市政策局 D X ・ A I 戦略室
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 8 年 9 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 1 6 号
- 5 契約金額
5 4 億 3 , 6 3 5 万 4 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため